#### 消費者契約法とは

## ●すべての消費者契約に関する法律

する法律です。
おから、消費者を保護し消費者契約を適正化約を取り消したり、不当な契約条項を無効にす約を取り消したり、不当な勧誘行為による契約が対象がある。

わず、すべての消費者契約に適用されます。の違いや、購入する商品・サービスの種類を問取引形態(訪問販売、通信販売、店舗販売等)

く消費者を保護する規定を設けたものです。不利な立場に置かれがちなため、民法よりも強問の取引を想定した民法のルールでは消費者がの内容や契約条件に関する情報・知識・経験やの関には、商品・サービス

### ●不当な契約条項の無効

の契約条項を無効とすることができます。 の契約条項のほか消費者を不当に不利に取り扱 る条項③そのほか消費者を不当に不利に取り扱 る条項③そのほか消費者を不当に至くす る条項③そのほか消費者を不当に重くす る条項③そのほか消費者を不当に重くす の契約条項の中に、①その契約について事業 もいまです。そう の契約条項を無効とすることができます。

### ●事業者に違反行為があったとき

や契約条項の無効を主張することができます。合、その契約を結んだ消費者自身が契約の取消事業者に消費者契約法の違反行為があった場

を行う規定はありません。契約法には行政庁が違反業者に対して行政処分しかし、特定商取引法などと異なり、消費者

拡大を防止するため、事業者に対し不当な勧誘が認定した適格消費者団体繋が、消費者被害の団体訴訟制度」が導入されました。これは、国団を訴訟制度」が導入されました。これは、国→そこで、その代わりとして、○7年に「消費者

# ●不当な勧誘行為による契約の取消

れるケースはごく限られます。約は取り消すことができますが、これが認めらを加えると脅す方法(強迫)によって結んだ契民法では、故意にだます方法(詐欺)や危害

取り消しやすくしました。為となる場合をもう少し広げ、消費者が契約をそこで、消費者契約法は事業者の不当勧誘行

ときは、取消ができます。ときは、取消ができます。ときは、取消ができます。

契約を結んだ消費者は、取消ができます。場合(退去妨害)には、これによって困惑して消費者を店舗等から帰らせないで勧誘を続けた(不退去)⑤契約を断っているのに、事業者が者の自宅等から帰らないで勧誘を続けた場合また、④契約を断っているのに事業者が消費

いう制度です。 に応じないときは差止請求訴訟を提起できると行為や不当な契約条項の改善を申し入れ、それ

\* 消費者全体の利益擁護のために差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けたもの

独立行政法人 国民生活センター発行 「くらしの豆知識 2013」より出典